

# 第3次 三島市環境基本計画

2022年度 ▶ 2031年度

三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

三島市気候変動適応計画

三島市生物多様性地域戦略

2022年3月





市内随所から湧き出る湧水が作りだすせせらぎと、箱根西麓から市街地に至るまで豊かな緑と自然環境に恵まれた三島市は、首都圏からのアクセスもよく、住環境や交通の利便性に優れたまちです。平成10年3月に、「地球温暖化防止都市宣言」を行い、平成12年11月に、環境基本条例を制定し、以降、環境基本計画を策定し、総合計画を環境面から支えてまいりました。

令和3年3月には、第5次三島市総合計画を策定し、「つながりを力に変える」ことを基本理念に「せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島」を目指し、「ガーデンシティみしま」や、「スマートウエルネスみしま」、「コミュニティづくり」を核としたまちづくりを推進しています。

近年、地球温暖化の影響により、私たちを取り巻く環境が深刻さを増しています。世界中に住むすべての人がより良い社会の中で、安心安全な生活を送れるよう、SDGsやパリ協定の目標達成にむけ、時代に即した施策が求められており、本市も地方自治体としての責務を果たすべく2050年カーボンニュートラルシティの実現を目指します。

このような状況をふまえ、本計画では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「三島市気候変動適応計画」、「三島市生物多様性地域戦略」を含めて策定しました。

「未来につなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島」を望ましい環境像にかかげ、市民・団体・企業・行政などが互いに連携し、「協働・共創」で取組を推進します。

結びに、本計画の策定に当たり、三島市環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました市民・事業者の皆様、団体ヒアリングや市民ワークショップにご参加いただいた皆様など、策定に携わっていただいた多くの皆様に心より厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

三島市長 豊岡 武士

# 目 次

<b>第1章 基本的事項</b> .....	1
第1節 はじめに .....	2
第2節 計画策定の背景 .....	2
第3節 基本的事項 .....	6
第4節 第2次計画（後期基本計画）の評価 .....	8
<b>第2章 環境の現状と課題</b> .....	13
第1節 地球温暖化・気候変動 .....	14
第2節 資源循環 .....	16
第3節 自然環境 .....	18
第4節 生活環境 .....	22
第5節 都市環境 .....	24
第6節 環境教育と協働・共創 .....	26
<b>第3節 望ましい環境像と基本目標</b> .....	29
第1節 望ましい環境像 .....	30
第2節 基本目標 .....	32
第3節 本計画とSDGsとの関係 .....	33
<b>第4章 取組の推進</b> .....	35
施策の方向1 地球温暖化緩和策の推進 .....	36
施策の方向2 気候変動適応策の推進 .....	38
施策の方向3 資源の有効利用 .....	40
施策の方向4 自然環境の保全 .....	42
施策の方向5 健全な生活環境の推進 .....	44
施策の方向6 快適で良好なまちづくりの推進 .....	46
施策の方向7 環境教育と協働・共創の推進 .....	48
<b>第5章 三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）</b> ・気候変動適応計画 .....	51
第1節 地球温暖化と影響予測 .....	52
第2節 計画の概要 .....	58
第3節 温室効果ガス排出量・二酸化炭素吸収量の現状 .....	60
第4節 温室効果ガス排出量の削減目標 .....	62
第5節 温暖化対策の取組（緩和と適応） .....	67
第6節 緩和策の取組 .....	68
第7節 適応策の取組 .....	70
<b>第6章 三島市生物多様性地域戦略</b> .....	73
第1節 生物多様性とは .....	74
第2節 地域戦略の概要 .....	76
第3節 三島市の生物の現状 .....	77
第4節 生態系区分ごとの現状 .....	81
第5節 生物多様性の保全・利用に向けた取組 .....	87
<b>第7章 計画推進システム</b> .....	91
第1節 推進体制 .....	92
第2節 進行管理 .....	93
第3節 推進方策 .....	94
<b>資料編</b> .....	95

# 第1章

## 基本的事項



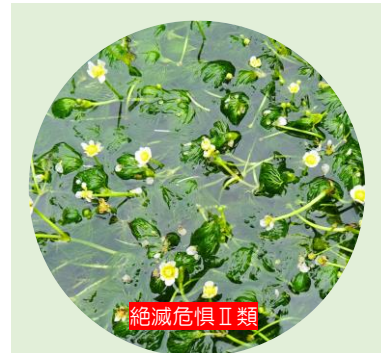
- 第1節 はじめに
- 第2節 計画策定の背景
- 第3節 基本的事項
- 第4節 第2次計画（後期基本計画）の評価

## 第1節 | はじめに



### 1-1 環境問題の変遷

本市及び周辺地域では、1955（昭和 30）年ごろから大規模工場の誘致が進み、大気汚染や水質汚濁の発生、地下水位の低下などが大きな問題となりました。また、私たちの生活が便利になるにつれて、ごみの増加や自然環境の破壊、化石燃料の使用による地球温暖化の進行などの環境問題が顕在化してきました。近年では地球温暖化に起因する猛暑、集中豪雨の多発や台風の大型化による自然災害の発生、海洋プラスチックごみなどによる生態系への影響、大量の食品ロスの発生などが深刻な問題となっています。



ミシマバイカモ

市内に広く自生していたミシマバイカモは、湧水の減少と水質悪化により絶滅してしまいました。今は柿田川から移植したものを三島梅花藻の里や源兵衛川など市内各所で保護しています。

### 1-2 三島市環境基本条例と三島市環境基本計画

本市では、このような環境問題を解決するとともに、水と緑に象徴されるかけがえのない環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくため、「三島市環境基本条例」を2000（平成 12）年11月に制定しました。また、同条例第7条では、「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として「環境基本計画」の策定が規定されています。

## 第2節 | 計画策定の背景



三島市環境基本計画の概要や、近年の社会情勢や環境の変化などについてまとめます。

### 2-1 三島市環境基本計画の概要

#### ① 第1次計画の策定 ～みんなで築く 環境先進都市・三島～

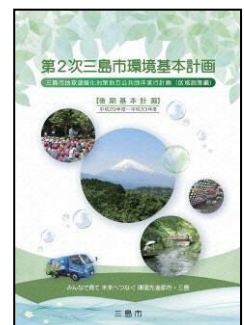
第1次計画は2002（平成 14）年3月に策定し、2006（平成 18）年度には中間見直しを行いました。「みんなで築く環境先進都市・三島～住む人に心地よく訪れる人に温かいまち～」を望ましい環境像として設定し、「安全・安心なまちづくり（安全・安心）」、「循環型のまちづくり（循環）」、「自然と文化が調和したまちづくり（共生）」、「全員の参加と協働によるまちづくり（参加・協働）」の4つの基本方針を掲げて様々な環境施策に取り組みました。



#### ② 第2次計画の策定 ～みんなで育て 未来へつなぐ 環境先進都市・三島～

第2次計画は、2012（平成 24）年3月に策定し、2016（平成 28）年度には中間見直しを行って後期基本計画を策定しました。「みんなで育て 未来へつなぐ 環境先進都市・三島～人と自然にやさしいエコガーデンをめざして～」を望ましい環境像として掲げ、「エコガーデン・プロジェクト」、「ボトムアップと協働による環境活動プロジェクト」などの戦略的プロジェクトを推進してきました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含めて策定しました。



## 2-2 社会情勢や環境の変化

### ① パリ協定

2015（平成 27）年に開催された国連気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議（COP21）では、2020（令和 2）年度以降における気候変動対策の国際的枠組みを決めるパリ協定が採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効しました。パリ協定は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比較して 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えるよう努力するという目標を掲げ、先進国だけではなく途上国も参加する歴史的な協定となっています。



### ② SDGs

2015（平成 27）年、国連に加盟する 193 の全ての国・地域により、「2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダが掲げる SDGs（エスディー・ジーズ：持続可能な開発目標）は、「環境」「経済」「社会」の 3 つの要素が調和した「持続可能な社会」の実現を目指すため、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。「地球上の誰一人取り残さない」ことを基本的考え方としており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む目標となっています。日本国内でも政府や地方公共団体、事業者、市民団体、国民など幅広い主体による取組が広がっています。



SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴール

### ③ 気候変動への適応

地球温暖化に代表される気候変動による影響は、世界中で顕著に現れています。そのため気候変動によるリスクに対して、人や社会、経済のシステムを適応させ、悪影響を極力小さくするための「適応」が求められるようになってきました。

こうした中、「気候変動適応法」が 2018（平成 30）年に公布され、国は同法に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。地方公共団体においても、「地域気候変動適応計画」の策定が求められており、静岡県でも気候変動の影響による被害の回避・軽減を図るため、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」が 2019（平成 31）年 3 月に策定されました。





#### ④海洋プラスチックごみ・食品ロス

ポイ捨てなど適切な処分がされないことにより、海に流されたペットボトルやレジ袋などが海洋汚染や生態系に大きな影響を及ぼし、世界中で大きな問題となっています。海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などの課題に対応するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021（令和3）年6月に成立し、2022（令和4）年4月から施行されます。



また、まだ食べることができるのに捨てられてしまう食品ロスを削減する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年5月に公布、同年10月から施行され、フードドライブの活用などの取組が進められています。

#### ⑤生物多様性

2008（平成20）年に施行された「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」が2012（平成24）年9月に閣議決定されました。この戦略は、自然共生社会の実現に向けて重要地域の保全、生物の生息・生育空間のネットワークなどにより、国土全体の自然環境の質の向上を目指しています。また、「生物多様性基本法」では、地方公共団体による「生物多様性地域戦略」の策定も促しています。2018（平成30）年3月には静岡県が「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定し、県内市町に生物多様性地域戦略の策定を推奨しています。



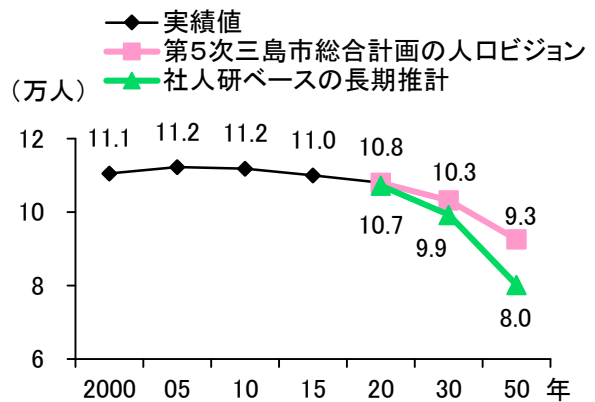
#### ⑥人口減少と少子高齢化

日本では、少子高齢化が急速に進展した結果、2009（平成21）年をピークに総人口が減少に転じています。総務省の住民基本台帳に基づく人口動態によると、2009（平成21）年に1億2,707万人だった人口は、2020（令和2）年1月時点で1億2,427万人となり、11年連続で減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050（令和32）年に日本の総人口は1億人を下回ると予測されています。また、少子高齢化の傾向も顕著であり、2020（令和2）年の高齢化率は28.7%で過去最高、世界でも第1位となっています。



#### 三島市の人口

本市の人口は、2005（平成17）年の112,829人をピークに減少しており、2019（令和元）年は108,048人とピーク時から約4,800人減少しています。「第5次三島市総合計画」（2021（令和3）年3月策定）の人口ビジョンでは、2030（令和12）年度に約103,000人の人口を維持することを目標としています。なお、同人口ビジョンでは、2050（令和32）年度に約93,000人と推計しています。



三島市の人口の将来推計

【資料：国勢調査、第5次三島市総合計画】

※社人研（国立社会保障・人口問題研究所）とは、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関である。

※「社人研ベースの長期推計」は2045（令和27）年までは社人研の推計値、2050（令和32）年は社人研推計値をベースに市の独自推計を行っている。

## ⑦国の2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロの表明

2020（令和2）年10月、政府は温室効果ガス排出量を2050（令和32）年までに実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする目標を宣言しました。2021（令和3）年5月には、2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現が基本理念として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に位置付けられ、これらを踏まえた国の新しい「地球温暖化対策計画」及び「エネルギー基本計画」が、2021（令和3）年10月に閣議決定されました。

また、2021（令和3）年6月に国・地方脱炭素実現会議で決定した「地域脱炭素ロードマップ」では、地域の成長戦略となる地域脱炭素化の行程と具体策が示されました。あらゆる分野における脱炭素化を進めることは、「経済と環境の好循環」をもたらし、ポストコロナに向けた新しい社会の構築につながります。



### 地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画

#### 【地球温暖化対策計画】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の総合計画として、2021（令和3）年4月に表明した、2030（令和12）年度において温室効果ガス46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが目標に盛り込まれました。

計画の推進に当たり、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化など、地域資源、技術革新、創意工夫を活かし、環境・経済・社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図ること、また、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への「3つの移行」を加速させ、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を強力に進めていくこと、パリ協定への着実な対応をすることなどを基本的な考え方とし、温室効果ガス排出削減を目指すこととしています。

#### 【エネルギー基本計画】

第6次エネルギー基本計画では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給の実現、環境への適合（Environment）である「S+3E」を基本に据えています。

脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこととともに、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すことの2つを重要なテーマとして策定しています。



## 第3節 | 基本的事項



本計画の目的、基本理念、位置付け、対象とする環境の範囲などの基本的事項を示します。

### 3-1 計画の目的

本計画は、「三島市環境基本条例」第7条に規定された、「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として、市民・事業者・市の全てが、それぞれの立場で主体的に、かつ相互の協力と連携を図りながら、環境への負荷を低減していくためのものです。

また、「第5次三島市総合計画」の実現に向けて環境施策を推進する役割も担っていることから、本市が進めている各種計画や事業などについても、本計画と相互に連携を図りながら推進していきます。

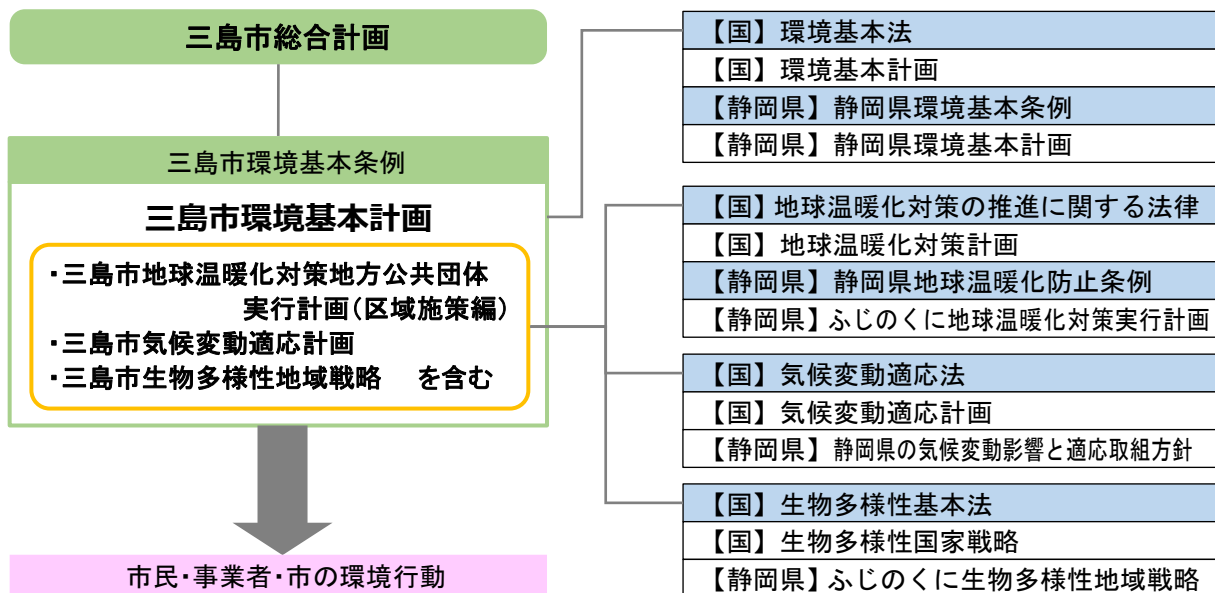
### 3-2 計画の基本理念

本計画では、「三島市環境基本条例」第3条の4つの基本理念を掲げます。

- 健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を将来の世代に継承する
- 人と自然との共生を確保する
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくる
- 地球環境の保全を積極的に推進する

### 3-3 計画の位置付け

本計画は、「三島市環境基本条例」第7条の規定に基づく計画であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく「三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」第12条に基づく「三島市気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」第13条に基づく「三島市生物多様性地域戦略」を含みます。



計画の位置付け

### 3-4 計画の期間

本計画の対象期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。また、社会情勢や計画の進捗・達成状況などを踏まえ、おおむね5年後の2026（令和8）年度に中間見直しを行います。望ましい環境像及び環境目標は、長期的な視点に立って設定し、それらを実現するための取組を推進します。



### 3-5 計画の対象地域

計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、地球温暖化や水資源などの課題については、必要に応じて広域的に対応します。

### 3-6 対象とする環境の範囲

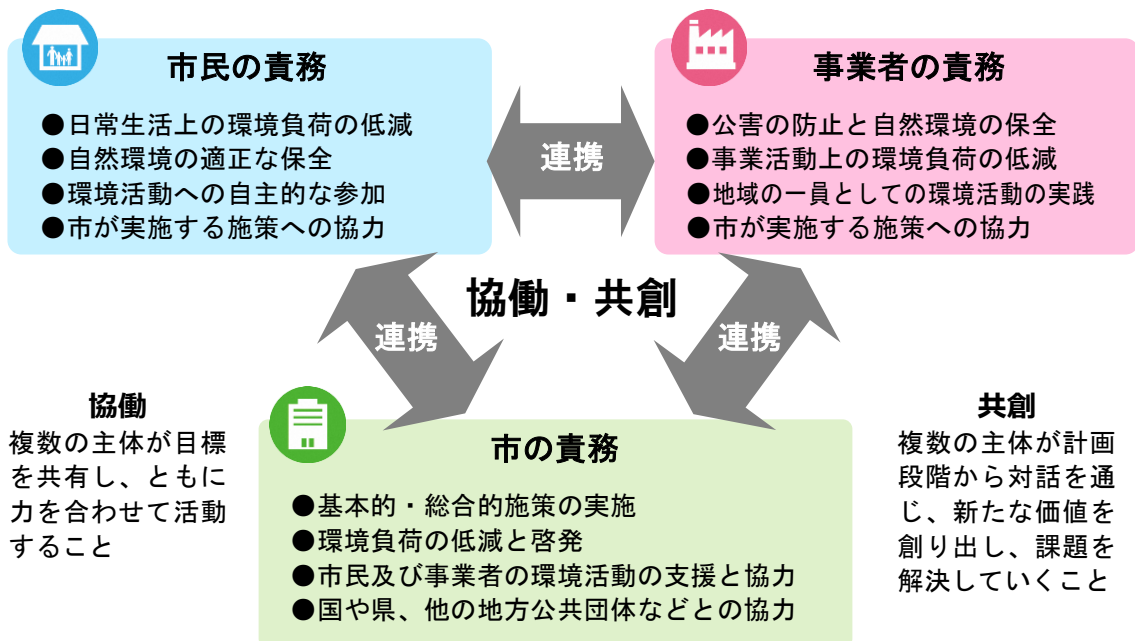
計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

対象とする環境	構成要素
地球温暖化・気候変動	温室効果ガス排出削減、エネルギー、気候変動への適応 など
資源循環	廃棄物、3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）、適正処理 など
自然環境	生物、生態系（森林・農地・里地里山、河川・水資源） など
生活環境	大気、悪臭、騒音・振動、水質、土壌汚染、有害物質、公害苦情 など
都市環境	景観、歴史・文化、公園・緑化、まちづくり、道路、公共交通、防災 など
環境教育と協働・共創	環境教育（学習）、環境情報、参加・協働・共創 など

### 3-7 計画の推進主体と役割

本計画を推進する主体は、市内で生活や事業を営む全ての市民・事業者及び市とします。

各主体は、「三島市環境基本条例」に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の環境像や環境目標の実現に向け、「協働・共創」していくことが必要です。



## 第4節 | 第2次計画（後期基本計画）の評価



## 4-1 数値目標による評価

第2次計画（後期基本計画）で掲げた数値目標について、2020（令和2）年度の実績と2021（令和3）年度の最終目標を比較することによって評価を行います。

## 【最終評価】

- ◎：2020（令和2）年度の実績が2021（令和3）年度の目標を達成
- ：2021（令和3）年度の目標に向け順調に推移
- △：2021（令和3）年度の目標への進捗度が低い
- ×：2021（令和3）年度の目標の達成が困難

## ① 総合指標

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
市民意識調査における「環境の満足率」	%	62.2	66.0	65.0 以上	◎

## ② 低炭素・循環型社会に向けたまちづくり 【地球環境】

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
市全体からの温室効果ガス排出量	千t-CO <sub>2</sub>	※2012年度実績 693.4	※2017年度実績 636.5	※2020年度実績 610.2 以下	○
市の事務事業からの温室効果ガス排出量	千t-CO <sub>2</sub>	26.9	23.4	25.5 以下	◎
新エネルギー導入件数	件	2,208	3,686	3,900 以上	○
コミュニティバスの年間利用者数	人	167,337	127,239* <sup>1</sup> (2018年 160,592)	178,000 以上	△
エコアクション21 認証取得事業所数	件	26	31	32 以上	○
市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,009	845* <sup>1</sup>	943 以下	◎
一般廃棄物リサイクル率	%	15.0	13.9* <sup>1</sup>	25.0 以上	△

## ③ 自然共生社会に向けたまちづくり 【自然環境】

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
市民1人1日当たりの水道使用量	L/人・日	389	392	365 以下	△
雨水利用施設設置数	基	982	1,052	1,168 以上	△
市などが実施する間伐面積	ha	1,335	1,463	1,450 以上	◎
農用地利用集積面積	ha	61.2	138	68 以上	◎
認定農業者数	人	110	108	121 以上	×
耕作放棄地再生面積	a	775	1,193.63	1,315 以上	△
水生生物観察会参加者数	人	161	82* <sup>1</sup> (2019年 191)	200 以上	○
箱根の里自然体験学習参加者数	人	2,713	496* <sup>1</sup> (2019年 2,993)	3,000 以上	○



④健康で安心して暮らせるまちづくり 【生活環境】

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
大気汚染に係る環境基準達成率	%	100	100	100	◎
環境騒音の環境基準達成率	%	100	100	100	◎
大場川塚本橋のBOD年間平均値	mg/L	1.1	0.8	1.1以下	◎
公共下水道処理人口普及率	%	81.6	84.3	85.6以上	○
生活排水処理率	%	84.1	88.5	88.4以上	◎
ダイオキシン類に係る 環境基準の達成率	%	100	100	100	◎
公害苦情件数	件	106	98	100以下	◎

⑤快適な環境に向けたまちづくり 【都市環境】

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
「景観の美しさ」に関する 市民の満足度	%	55.2	62.9	60.0以上	◎
電線類地中化整備延長	m	4,360	4,920	5,260以上	○
指定文化財の件数	件	86	85	88以上	△
郷土資料館入館者数	人	59,395	42,605* <sup>1</sup> (2019年 62,464)	60,000以上	○
都市公園の開設済み面積	ha	38.61	41.97	55.68以上	×
1人当たりの都市公園面積	m <sup>2</sup> /人	3.46	3.86	5.11以上	×
楽寿園入園者数	人	281,509	237,400* <sup>1</sup> (2018年 309,305)	300,000以上	○
緑のカーテン用種子配布件数	件	3,444	3,454	3,750以上	△

⑥協働で進める環境づくり 【参加・協働】

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
環境リーダー育成人数	人	1,594	1,895* <sup>1</sup>	2,080以上	△
環境出前講座開催件数	件	18	13* <sup>1</sup> (2019年 28)	24以上	○
清掃奉仕活動・環境講演会 参加人数	人	1,267	0* <sup>1</sup> (2019年 1,429)	1,250以上	○

\*1：新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた実績。

## 4-2 アンケート調査による評価

2020（令和2）年度と2010（平成22）年度の市民・事業者意識調査結果から、現状の分析と10年前との比較をします。

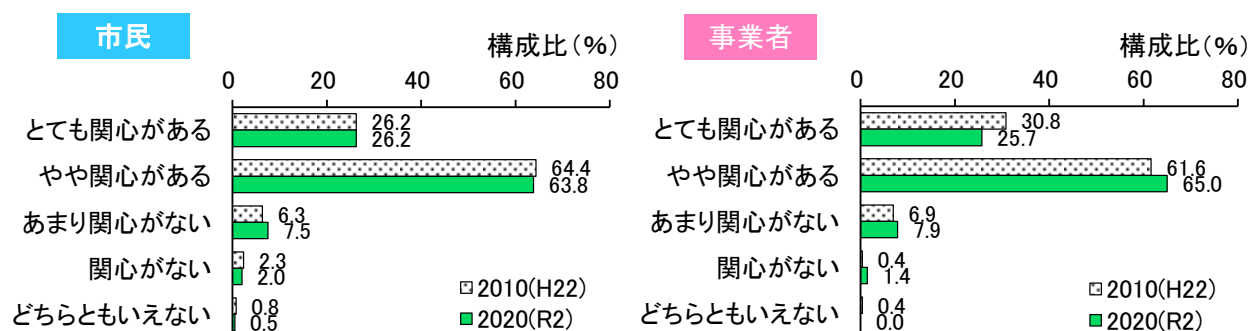
### ①環境に対する関心度の変化

#### 【現在】

環境に対する関心度について、2020（令和2）年度の結果は市民・事業者ともに「とても関心がある」及び「やや関心がある」の合計が市民90.0%、事業者90.7%となっており、環境への関心度の高さが伺えます。

#### 【10年前との比較】

2010（平成22）年度の結果と比較すると、市民はほとんど変わりはありませんが、事業者は「とても関心がある」が減少し、「やや関心がある」という回答が増加しており、関心度がやや低下していることが伺えます。



### ②環境に対する満足度の変化

#### 【現在】

環境に対する満足度<sup>※</sup>について、2020（令和2）年度の結果は「湧水や地下水が豊富にある」（0.72）、「水がきれい（水質汚濁がない）」（0.69）、「身近な緑や自然の量が多い」（0.60）など豊かな水や自然環境に対する評価が高くなっています。一方、「SDGsに関する取組が推進されている」（-0.09）、「ごみのポイ捨てや不法投棄がない」「新エネルギーの導入が進んでいる」「気候変動による自然災害への備えができています」「温暖化による感染症への対策ができています」（各-0.08）などSDGsやエネルギー、気候変動への適応についての評価は低く、今後の課題となります。

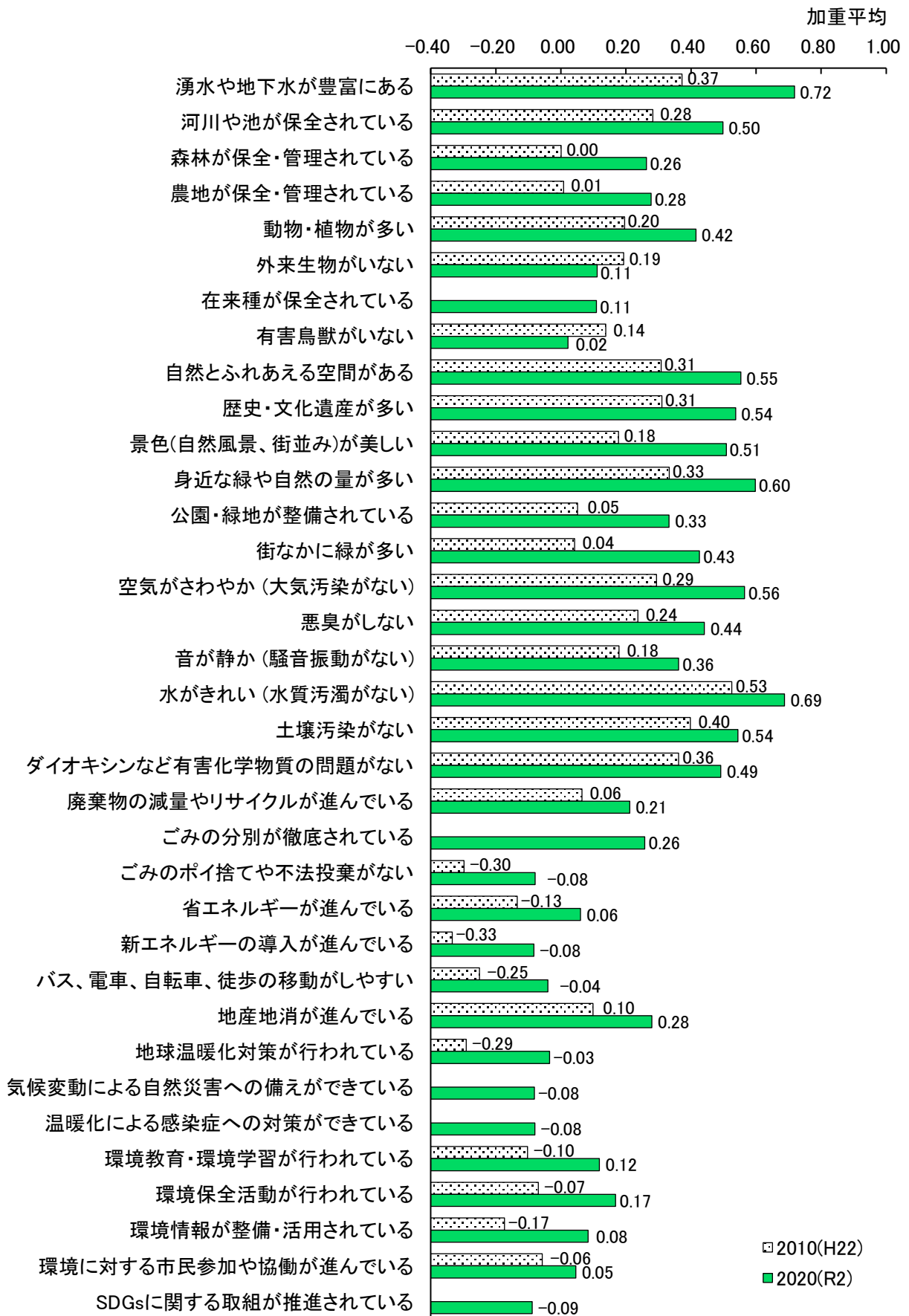
#### 【10年前との比較】

2010（平成22）年度の結果と比較すると、「街なかに緑が多い」（+0.39ポイント）、「湧水や地下水が豊富にある」（+0.35ポイント）、「景色（自然風景、街並み）が美しい」（+0.33ポイント）などが向上しました。これは、市の重点施策でもある「ガーデンシティみしま」の推進により、緑化や良好な景観形成が進んだことや、楽寿園小浜池の水位の上昇などが理由と考えられます。

一方、「有害鳥獣がいない」（-0.12ポイント）、「外来生物がいない」（-0.08ポイント）は評価が低下しましたが、これは有害鳥獣や外来種などの問題が顕在化してきていることが理由と考えられます。

※「満足」（1点）、「やや満足」（0.5点）、「やや不満」（-0.5点）、「不満」（-1点）の配点により合計した数値を回答者数で割った加重平均で示され、-1から+1までの数値で示される。

第1章 基本的事項



注) 加重平均とは、「満足」(1点)、「やや満足」(0.5点)、「やや不満」(-0.5点)、「不満」(-1点)の配点により合計した数値を回答者数で割ったものである。



